

一般社団法人深谷寄居医師会 定款

令和6年6月15日

一般社団法人深谷寄居医師会

一般社団法人深谷寄居医師会定款

平成 25 年 4 月 1 日設立
平成 28 年 7 月 1 日改定
令和元年 7 月 1 日改定
令和 6 年 6 月 15 日改定

- 第 1 章 名称及び事務所（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条－第 4 条）
- 第 3 章 会 員（第 5 条－第 13 条）
- 第 4 章 社員総会（第 14 条－第 24 条）
- 第 5 章 役 員 等（第 25 条－第 35 条）
- 第 6 章 理 事 会（第 36 条－第 40 条）
- 第 7 章 裁定委員会（第 41 条－第 47 条）
- 第 8 章 委 員 会（第 48 条）
- 第 9 章 団体契約及び意見表明（第 49 条－第 50 条）
- 第 10 章 資産及び会計（第 51 条－第 57 条）
- 第 11 章 参 与（第 58 条）
- 第 12 章 定款の変更及び解散（第 59 条－第 61 条）
- 第 13 章 公告の方法（第 62 条）
- 第 14 章 雑 則（第 63 条－第 64 条）
- 附 則

第 1 章 名称及び事務所

（名 称）

第 1 条 本会は、一般社団法人深谷寄居医師会と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を埼玉県深谷市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 本会は、日本医師会及び埼玉県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項

定 款

- (4) 医師の生涯教育に関する事項
 - (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
 - (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
 - (7) 地域医療の推進発展に関する事項
 - (8) 地域保健の向上に関する事項
 - (9) 保険医療の充実にに関する事項
 - (10) 医療施設の整備に関する事項
 - (11) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
 - (12) 医師会相互の連絡調整に関する事項
 - (13) 臨床検査部の設置、経営に関する事項
 - (14) 診療所及び健診部の設置、経営に関する事項
 - (15) 介護老人保健施設の設置、経営に関する事項
 - (16) 在宅介護支援センターの設置、経営に関する事項
 - (17) 居宅介護支援事業に関する事項
 - (18) 地域包括支援センターの設置、経営に関する事項
 - (19) 休日急患診療所及びこども夜間診療所の運営に関する事項
 - (20) その他本会の目的達成に必要な事項
- 2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、深谷市及び寄居町を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師（区域内に就業所又は住居を有しないが、過去に10年以上区域内に就業していた医師を含む。）のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は同時に埼玉県医師会及び日本医師会の会員となる。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、理事会は、第12条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同第1項に基づく処分を行うことができる。

（会費等）

第8条 会員は、本会所定の会費及び入会金（以下「会費等」という。）を本会に納入しなければならない。

2 会費等の額並びにその徴収方法は、社員総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、社員総会の決議を経て、その額を減免することができる。

（会員の本務）

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（報告、発表及び意見具申）

第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

（表 彰）

第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、理事会の承認を得て、表彰することができる。

（会員の制裁）

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの

(3) その他正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、社員総会の決議を経て行う。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を埼玉県医師会並びに日本医師会に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（会員資格の喪失）

第13条 第7条第2項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡したとき

(4) 日本医師会又は埼玉県医師会の会員の資格を失ったとき

(5) 医師法に基づく医師免許を失ったとき

第4章 社員総会

(社員総会)

第14条 社員総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(定例社員総会及び臨時社員総会)

第15条 社員総会は、定例社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定例社員総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

3 定例社員総会は、毎年度1回、招集しなければならない。

4 臨時社員総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、臨時社員総会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく、当該請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

5 社員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。ただし、書面表決又は電磁的方法による表決を認める場合の招集通知は、開催日の2週間前までにしなければならない。

(社員総会の議長及び副議長の選定)

第16条 社員総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、社員総会において、会員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、2年とする。

(議長及び副議長の職務)

第17条 社員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選出)

第18条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(社員総会の権限)

第20条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれの附属明細書の承認
- (5) 会費等の賦課徴収及び減免に関する事項
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会が付議した事項

- (9) 埼玉県医師会代議員及び予備代議員の選出
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第 53 条第 2 項に定める事業計画書、収支予算書等
- (2) 第 54 条第 2 項に定める事業報告等
- (3) その他必要な会務報告

(社員総会の定足数及び決議)

第 21 条 社員総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 社員総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会において出席した会員の中から議事録署名人を 2 名以上選出する。

3 前項の議事録署名人は議事録に署名し、又は記名押印する。

(社員総会への出席発言)

第 23 条 役員は、社員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りではない。

(社員総会の議事規則)

第 24 条 社員総会の議事に関して必要な事項は、社員総会の決議を経て、別に定める。

第 5 章 役 員 等

(役 員)

第 25 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 名以上 25 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、会長 1 名、副会長 3 名以内とする。

定 款

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

4 会長及び副会長以外の業務執行理事は、理事会の決議により、業務を執行する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、副会長のなかから、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。

6 副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、他の副会長がその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第 29 条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員補欠選任)

第 30 条 理事及び監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

(役員親族等割合の制限)

第 31 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員解任)

第 32 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第 34 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第 35 条 本会に、9 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、社員総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第 6 章 理 事 会

(理事会)

第 36 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

定 款

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

（理事会への報告の省略）

第 38 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りではない。

（理事会への出席発言）

第 39 条 社員総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（議事録）

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 裁定委員会

（裁定委員会）

第 41 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5 名以上 10 名以内の裁定委員をもって組織する。

（裁定委員の選任）

第 42 条 裁定委員は、本会会員の中から、社員総会において選任する。

（裁定委員の任期）

第 43 条 裁定委員の任期は、第 28 条第 1 項（理事の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選定されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

（裁定委員の兼職の禁止）

第 44 条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

（身分に関する裁定）

第 45 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

(1) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第 12 条第 6 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第 46 条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第 47 条 裁定委員会に関して必要な事項は、社員総会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 委 員 会

第 48 条 理事会又は社員総会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、社員総会が設置する委員会に関しては、社員総会の決議を経て、別に定める。

第 9 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 49 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第 50 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第 10 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 51 条 本会の経費は、会費等、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 52 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 53 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、社員総会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 54 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

定 款

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定例社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定例社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定例社員総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。
(剰余金の分配の禁止)

第55条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。
(財産の管理責任)

第56条 本会の財産は、会長が管理する。
(会計の規程等)

第57条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 参 与

第58条 本会に、理事会の決議により、9名以下の参与を置くことができる。

2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。

3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第60条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第61条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

第62条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 雑 則

(定款施行細則)

第63条 定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に細則で定める。

(委 任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 本会の最初の会長は佐々木優至、副会長は谷口章及び金子勝とする。

(裁定委員に関する経過措置)

- 3 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、社員総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(参与に関する経過措置)

- 4 この定款施行の際、現に参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成に関する経過措置)

- 7 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 52 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。